

石川県公報

平成27年3月31日(火曜日)

号 外

(第 27 号)

目 次

告 示
○生活福祉資金の貸付基準の一部改正 (厚生政策課) 1

告 示

石川県告示第161号

生活福祉資金の貸付基準(平成2年石川県告示第562号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

2(2)を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する者(以下「障害者」という。)の属する世帯(以下「障害者世帯」という。)

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 知事から療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ その他現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを受けている者又はこれと同等と認められる者

2(3)中「日常生活上介護の必要な」を削る。

3(1)ウ中「住宅支援給付事業による住宅支援給付」を「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金」に改め、3(1)エ中「受けること」の次に「及び原則として法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業による支援(以下「法による支援」という。)を受けること」を加え、3(2)中3(2)ア及びイ以外の部分を次のように改める。

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金をいう。なお、イの緊急小口資金の貸付けに際しては、石川県社会福祉協議会その他関係機関からの貸付けを受けた後の継続的な支援を受けること及び原則として法による支援を受けることに同意していることを条件とする。

3(2)イ(イ)中「又は紛失」を削り、3(2)イ(エ)中「理由」の次に「があつて緊急性及び必要性が高いと認められること。」を加え、3(2)イ(エ)を3(2)イ(ケ)とし、3(2)イ(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なこと。
- (オ) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なこと。
- (カ) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料等の支払により支出が増加したこと。
- (キ) 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じること。
- (ク) 石川県社会福祉協議会その他関係機関から継続的な支援及び法による支援を受けるため、又は就労活動を行うために経費が必要なこと。

別表総合支援資金の部生活支援費の項中「20年」を「10年」に、「12月以内の期間とする。ただし」を「3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで貸付けを延長することができる。また、貸付けの延長は原則として3月ごとに行うものとする。なお」に、「行わない」を「終了する」に改め、同表福祉資金の部緊急小口資金の項中「8月」を「12月」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の生活福祉資金の貸付基準の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。